



2022年5月25日

各 位

会社名 株式会社 中山製鋼所
代表者名 代表取締役 箱守 一昭
(コード：5408 東証プライム)
問合せ先 総務人事部長 清水 明夫
(TEL. 06-6555-3029)

「定款」一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月28日に開催予定の第128回定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社では、本年2月28日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、定款変更議案の承認をいただくことを前提に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。その目的は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等による取締役会の監督機能の一層の強化と、迅速な意思決定の実現により、さらなるコーポレートガバナンスの強化および持続的な企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員および監査等委員会に関する定款の条文の新設ならびに監査役および監査役会に関する定款の条文の削除等を行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③施行日から6か月以内に開催される上場会社の株主総会は、電子提供措置をとることができず、従前の株主総会と同様の対応が必要となることから、現行定款第15条(株

主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)のその2を設けて、そこに移動して規定を残し、当該規定を削除する時期について附則を設けるものであります。
④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 当社では、本株主総会にて2022年2月28日開催の取締役会において監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役の定員をそれぞれ10名と5名に定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

(1) 定款変更のための株主総会開催日	2022年	6月28日
(2) 定款の効力発生日		
①監査等委員会設置会社への移行に伴う変更	2022年	6月28日
②株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更	2022年	9月1日
③取締役の定員変更	2022年	6月28日

【別紙】 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 1 2 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 3 条～第 1 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> [削除] <u>3. 会計監査人</u> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 1 2 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 3 条～第 1 4 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p><u>第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、</u> <u>会社法第 325 条の 2 に定める電子</u> <u>提供措置をとる。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事</u> <u>項のうち、法務省令で定めるものの</u> <u>全部又は一部について、基準日まで</u> <u>に会社法第 325 条の 5 に定める書</u> <u>面交付請求した株主に対して交付</u> <u>する書面に記載することを要しな</u> <u>いこととする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 16 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社に取締役 20 名以内を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 16 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社に取締役(監査等委員である取締役を除く。) 10 名以内を置く。</p> <p>② 当社に監査等委員である取締役 5 名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役の選定)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。ただし、取締役社長は、代表取締役の中からこれを選定する。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第 27 条 取締役会の招集の通知は、会日より 3 日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">③ 任期满了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役の選定)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。ただし、取締役社長は、代表取締役の中からこれを選定する。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第 28 条 取締役会の招集の通知は、会日より 3 日前に各取締役に対し発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 <u>当会社に監査役5名以内を置く。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会で選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第29条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の権限)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日より3日前に各監査等委員に対し発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役の選定)	
第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役の報酬等)	
第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役会招集の通知)	
第 36 条 <u>監査役会の招集の通知は、会日より3日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
(監査役会規則)	
第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規則による。</u>	(削除)
(監査役の責任限定契約)	
第 38 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
第 6 章 計算	第 6 章 計算
第 39 条～第 42 条 (条文省略)	第 35 条～第 38 条 (現行どおり)
	(附則)
	<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>
	第 1 条
	1. <u>定款第 15 条 (株主総会資料の電子提供) の新設および定款第 15 条の 2 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の条数の変更は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずる。</u>
(新設)	2. <u>定款第 15 条の 2 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) およ</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>び本条の規定は、2022 年9月1日から6か月を経過した日または2022 年9月1日から6か月以内に開催する株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 第 128 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p>

以 上